



報道関係者 各位

令和6年5月30日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 門脇 勲

主任地方産業安全専門官 伊勢田 文久

(直通電話) 088-885-6023

全国安全週間を7月に実施します

～ 6月1日から「全国安全週間、準備期間」がスタート～

高知労働局(局長 菊池宏二)では、事業者等の関係者等が、安全と健康に関する問題を深く認識し、改めて、労働者の安全と健康の確保に対する取組の決意を共有する機会として、広く安全意識の高揚を図ることを目的とした全国安全週間(準備期間:6月1日から30日、本週間:7月1日から7日)を実施するとともに、各労働基準監督署では、それぞれの事業場で取り組んでいただきたい事項などについて準備説明会を開催します。

令和5年の高知県の労働災害発生状況は、休業4日以上¹の死傷者数については、新型コロナウイルス感染症の影響が減少したことにより、1,259人(前年比1,131人減)(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除くと926人(前年比15人減))でしたが、死亡災害については8人(前年比1人増)の方の尊い生命が失われています。令和6年(令和6年4月末日時点)においては、休業4日以上¹の死傷者数が299人(前年同期比65人減)(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除くと252人(前年比37人増))、死亡災害は1人(前年同期比同数)などとなり、引き続き労働災害防止の取組を推進します。

ポイント

1 全国安全週間の実施

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。【別添資料1】

高知労働局では、労働災害の減少を目標とする高知労働局第14次労働災害防止計画を推進するため、県内の各事業場、労働災害防止団体、発注機関などと「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズとする官民一体となった取組を実施します。【別添資料2】

令和6年度全国安全週間のスローガン

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

2 関係団体等に対する労働災害防止要請

令和6年の高知県内における休業4日以上之死傷災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）は前年同期を上回る状況であり、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する災害の防止、及び例年6月以降8月に向け急増している熱中症の防止等について、全国安全週間準備期間中に関係団体等に対し労働災害防止要請を行います。

3 各労働基準監督署が安全週間準備説明会を実施

6月3日（月）から10日（月）の期間に、当局管内の13会場において安全週間準備説明会を実施します。【別添資料1-2】

4 高知労働局長による安全パトロールを実施

7月2日（火）に、「株式会社新来島高知重工 本社工場（高知市仁井田新築 4319）」において実施します。【別添資料1-3】

< 添付資料目次 >

- 別添資料 1 令和6年度 全国安全週間実施要綱
- 別添資料 1-2 準備説明会の日程案内
- 別添資料 1-3 高知労働局長による安全パトロール
- 参考資料 2 高知労働局第14次労働災害防止計画の概要
- 参考資料 3 令和5年における労働災害発生状況
- 参考資料 4 令和6年における労働災害発生状況（令和6年4月末現在 速報）
- 参考資料 5-1 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
- 参考資料 5-2 熱中症による労働災害発生状況（令和元年～令和5年）
- 参考資料 6 転倒災害に注意しましょう



「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意味を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

令和 6 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去 20 年で最多となった令和 4 年を上回る見込みで、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 6 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒ

ヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

（ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

（イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

（ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

（エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

（オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

（キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和6年度 全国安全週間準備説明会

高知県内の各地区労働基準協会・各労働基準監督署において、全国安全週間準備説明会を次のとおり開催することとしていますので、是非ご来場ください。(入場無料です。)

～ 説明会日程 ～

高知労働基準協会

日 程	時 間	場 所
6月5日(水)	13時30分～	ちより街テラス
6月6日(木)		いの町枝川コミュニティセンター
6月10日(月)		本山町プラチナセンター

須崎労働基準協会

日 程	時 間	場 所
6月3日(月)	13時30分～	越知町民会館
6月4日(火)		窪川四万十会館
6月5日(水)		須崎市民文化会館

四万十労働基準協会

日 程	時 間	場 所
6月3日(月)	13時30分～	土佐清水商工観光会館
6月4日(火)		宿毛市総合社会福祉センター
6月5日(水)		中村地区建設協同組合会館

安芸労働基準協会

日 程	時 間	場 所
6月4日(火)	13時30分～	田野町ふれあいセンター
6月5日(水)		室戸保健福祉センター
6月6日(木)		香南市天然色劇場
6月7日(金)		安芸市民会館

高知労働局長安全パトロールの実施

日 時 令和6年7月2日（火）
午前10時30分開始予定

場 所 株式会社新来島高知重工 本社工場
（ 高知市仁井田新築4319 ）

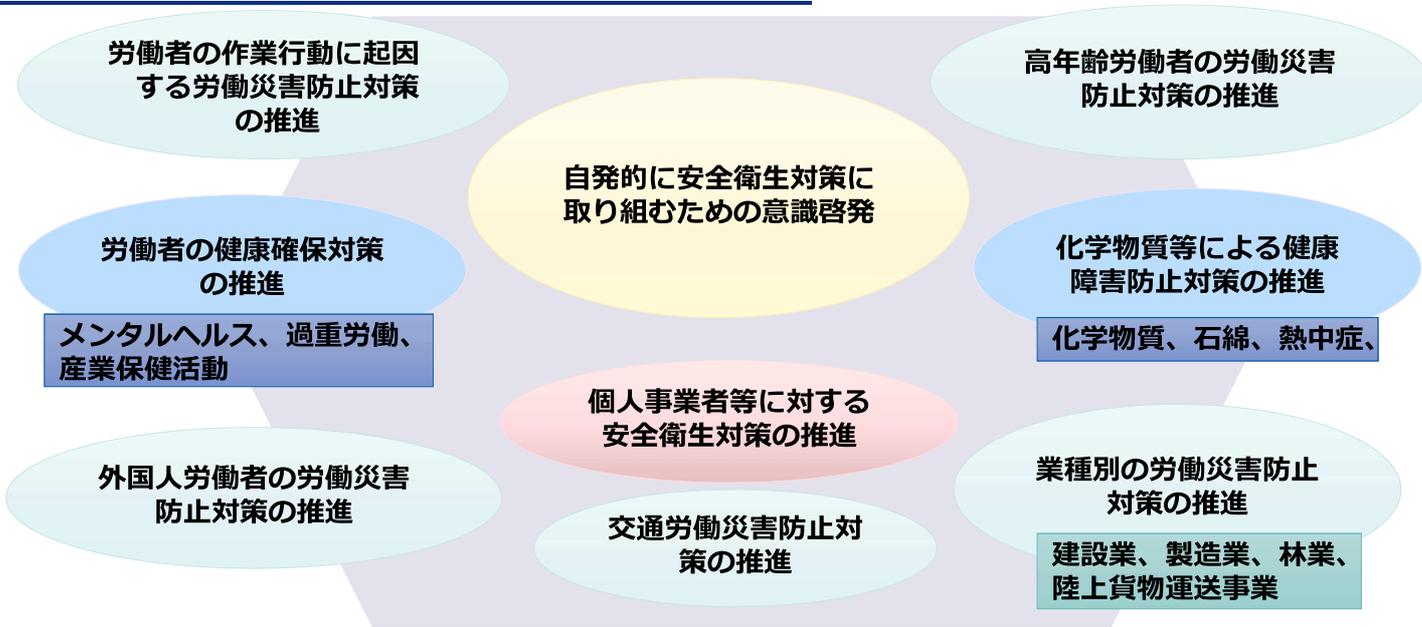


パトロール対象事業場の全景：対象事業場提供

○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であることを広く周知し、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図り、安全衛生対策に取り組む意識の啓発を図る。**
- 事業場の規模、労働者の雇用形態や年齢等にかかわらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されるよう対策を推進する。**

○9つの重点対策



高知労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標

主なアウトカム指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。

・転倒災害について、年齢層別の災害発生割合増加に歯止めをかける。

○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

・60歳以上の労働災害について、増加に歯止めをかける。

○労働者の健康確保対策の推進

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者を減少させる。

死亡災害：5%以上減少させる

死傷災害：2027年までに減少させる

計画の重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されることを周知し、自発的に取り組みを進めるための意識啓発を図る。（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・すべての業種において、転倒災害対策、腰痛災害対策への取り組みを促進する。
・介護、看護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」等の周知啓発を行う。

④ 業種別の労働災害防止対策の推進

・建設業・製造業・林業・陸上貨物運送事業の業種に応じた労働災害防止対策を推進する。等

計9つの重点を定め対策を推進

高知労働局第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）、腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の歯止めをかける。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷災害の割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。
③高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある60歳代以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
④業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 【建設業】墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【製造業】機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。 ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【陸上貨物運送事業】「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

高知労働局第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
⑤労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ・労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上なるよう促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・労働者の体力づくりへの取り組みや意識啓発を行う事業場の割合を増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> （指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質規制について、あらゆる機会を通じ、化学物質を製造又は取り扱う事業者に対し、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質を起因物とする死傷災害の割合を、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で5%以上減少させる。 ・増加が懸念される熱中症による死亡者数を、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で減少させる。
⑦交通労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害による死亡者数を、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
⑧外国人労働者に対する安全衛生対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷災害発生割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。
⑨個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による健康障害の防止措置について、建設工事の発注者、事業者等に対し、労働者と同様の保護措置が一人親方等の個人事業者に対しても必要なことについて周知・啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> （アウトプット指標・アウトカム指標は設定しない）

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
- また、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で5%以上減少させる。
- ・休業4日以上の死傷災害については、2022年と比較して、2027年において減少させる。
- また、2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で減少させる。



令和5年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) 確定

業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	5年	4年	増減	5年	4年	増減	5年	4年	増減	5年	4年	増減	5年	4年	増減
全産業合計	(8) 1259	(7) 2390	-1131	(7) 768	(5) 1421	-653	(1) 171	(1) 284	-113	156	(1) 466	-310	164	219	-55
食品製造業	50	(1) 46	4	23	(1) 26	-3	9	11	-2	14	8	6	4	1	3
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	7	0	7	3	0	3	1	0	1	0	0	0	3	0	3
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	(1) 27	16	11	11	6	5	(1) 11	9	2	4	1	3	1	0	1
パルプ、紙、紙製品製造業	(1) 15	19	-4	(1) 9	6	3	5	12	-7	0	0	0	1	1	0
窯業土石製造業	9	12	-3	5	5	0	4	6	-2	0	1	-1	0	0	0
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	25	(1) 23	2	21	(1) 19	2	1	3	-2	0	0	0	3	1	2
一般機械器具製造業	9	18	-9	8	12	-4	0	2	-2	1	0	1	0	4	-4
電気機械器具製造業	2	7	-5	2	7	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸送用機械器具製造業	(1) 12	8	4	(1) 8	7	1	1	0	1	1	1	0	2	0	2
造船業	(1) 12	7	5	(1) 8	6	2	1	0	1	1	0	0	2	0	2
上記以外の製造業	14	31	-17	10	19	-9	1	5	-4	1	4	-3	2	3	-1
小計	(3) 170	(2) 180	-10	(2) 100	(2) 107	-7	(1) 33	48	-15	21	15	6	16	10	6
鉱業	2	3	-1	1	1	0	1	2	-1	0	0	0	0	0	0
土木事業	(1) 81	(1) 80	1	(1) 39	31	8	15	18	-3	11	(1) 17	-6	16	14	2
建築事業	55	(1) 106	-51	36	(1) 47	-11	9	11	-2	5	35	-30	5	13	-8
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	9	44	-35	7	8	-1	0	2	-2	1	30	-29	1	4	-3
木造家屋建築工事業	19	17	2	14	9	5	3	3	0	2	0	2	0	5	-5
上記以外の建築工事業	27	(1) 45	-18	15	(1) 30	-15	6	6	0	2	5	-3	4	4	0
その他の建設業	18	21	-3	9	13	-4	2	1	1	6	3	3	1	4	-3
小計	(1) 154	(2) 207	-53	(1) 84	(1) 91	-7	26	30	-4	22	(1) 55	-33	22	31	-9
運輸業	(2) 84	(1) 109	-25	(2) 62	(1) 77	-15	12	13	-1	2	11	-9	8	8	0
道路貨物運送業	(2) 78	(1) 88	-10	(2) 57	(1) 66	-9	12	11	1	2	3	-1	7	8	-1
陸上貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0
小計	(2) 84	(1) 110	-26	(2) 62	(1) 77	-15	12	14	-2	2	11	-9	8	8	0
林業	60	(1) 50	10	25	16	9	14	(1) 18	-4	13	6	7	8	10	-2
その他の林業	11	16	-5	0	0	0	0	10	-10	7	5	2	4	1	3
小計	71	(1) 66	5	25	16	9	14	(1) 28	-14	20	11	9	12	11	1
水産業	10	20	-10	0	0	0	0	1	-1	8	9	-1	2	10	-8
商業	(1) 132	(1) 124	8	(1) 88	(1) 88	0	17	14	3	9	12	-3	18	10	8
金融広告業	10	5	5	8	1	7	0	0	0	2	3	-1	0	1	-1
保健衛生業	453	1509	-1056	278	919	-641	51	128	-77	57	338	-281	67	124	-57
接客娯楽業	49	60	-11	35	44	-9	4	5	-1	2	3	-1	8	8	0
清掃業・畜産業	29	31	-2	23	25	-2	1	2	-1	4	1	3	1	3	-2
ビルメンテナンス業	15	9	6	14	9	5	0	0	0	1	0	1	0	0	0
上記以外の事業	(1) 69	52	17	(1) 50	45	5	6	3	3	8	3	5	5	1	4
小計	(2) 742	(1) 1781	-1039	(2) 482	(1) 1122	-640	79	152	-73	82	360	-278	99	147	-48
その他	26	23	3	14	7	7	6	9	-3	1	5	-4	5	2	3

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
 (4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和5年死亡災害発生状況

確定



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和5年	3	1	2	0	0	1	1	8
令和4年	2	2	1	1	0	1	0	7
増減	1	-1	1	-1	±0	±0	1	1

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	須崎	5.1.16 13:20	製造業 (木材・木製品製造業)	65歳男	はさまれ・巻き込まれ その他の木材加工用機械	製材装置が正常に作動しなくなったため、機械の下方に立ち入って作動確認を行っていた被災者が、下降してきた機械の一部に胸部を挟まれた。
2	高知	5.7.17 08:50	その他 (その他の事業)	48歳男	おぼれ 水	遊漁券の確認のため川を歩いて渡っていたところ、流されて行方不明となった。その後、被災者は下流で発見されたが、死亡が確認された。
3	高知	5.7.29 11:55	運輸業 (道路貨物運送業)	63歳男	交通事故 (道路) トラック	伐採した原木をトラック(最大積載量10トン)で運搬中、下り坂の先の丁字路を左折したところ、トラックが右側に横転した。
4	高知	5.8.19 04:30	商業 (小売業)	59歳男	交通事故 (道路) 乗用車	新聞配達のため自転車で道路を走行中、後方から来た乗用自動車にはねられた。
5	高知	5.8.31 17:30	製造業 (パルプ・紙製造業)	45歳男	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	紙の原料と水等を攪拌する水槽の天端に上り、滞留していた原料等を掻き出す作業を行っていたところ、機械に動力を伝えるプーリー(動力を伝える回転体)に巻き込まれた。
6	高知	5.9.18 10:30	運輸業 (道路貨物運送業)	58歳男	感電 アーク溶接装置	生コン車(トラックアジテータ)の攪拌ドラムを修理するため、ドラム内部でアーク溶接作業を行っていたところ感電したとみられる。
7	高知	5.9.26 16:00	製造業 (造船業)	45歳男	飛来・落下 クレーン	橋形クレーンでH鋼(全長9メートル・重さ1.3トン)の片側を吊り上げていたところ、可動式テントの屋根にH鋼が接触し落下、クレーンを操作していた被災者が下敷きとなった。
8	高知	5.11.22 11:20	建設業 (土木工事業)	62歳男	崩壊・倒壊 地山・岩石	下水管を布設するため、ドラグショベルで道路を掘削中(長さ6.3メートル、幅1.8メートル、深さ3.3メートル)に、硬い岩が露出したため被災者が立ち入り手持ちの削岩機で削っていたところ、側面の土砂が崩壊した。

注：調査中のもの等を含む。

令和6年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) [令和6年4月末現在 速報]



業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	6年	5年	増減	6年	5年	増減	6年	5年	増減	6年	5年	増減	6年	5年	増減
全産業合計	(1) 299	(1) 364	-65	178	192	-14	47	(1) 64	-17	(1) 44	53	-9	30	55	-25
製造業	11	12	-1	9	8	1	1	1	0	1	2	-1	0	1	-1
食品製造業	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	6	(1) 10	-4	2	3	-1	4	(1) 6	-2	0	1	-1	0	0	0
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	6	6	0	1	5	-4	4	1	3	0	0	0	1	0	1
パルプ、紙、紙製品製造業	4	0	4	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1
窯業土石製造業	5	8	-3	3	7	-4	2	1	1	0	0	0	0	0	0
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	0	3	-3	0	3	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般機械器具製造業	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気機械器具製造業	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
輸送用機械器具製造業	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
造船業	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
上記以外の製造業	8	4	4	3	2	1	2	0	2	0	1	-1	3	1	2
小計	40	(1) 46	-6	18	29	-11	15	(1) 9	6	2	4	-2	5	4	1
建設業	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
土木事業	22	24	-2	6	8	-2	6	5	1	6	5	1	4	6	-2
建築工事業	14	14	0	9	9	0	3	2	1	1	1	0	1	2	-1
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	3	5	-2	2	3	-1	1	0	1	0	1	-1	0	1	-1
木造家屋建築工事業	4	5	-1	1	5	-4	1	0	1	1	0	1	1	0	1
上記以外の建築工事業	7	4	3	6	1	5	1	2	-1	0	0	0	0	1	-1
その他の建設業	4	3	1	3	1	2	1	0	1	0	2	-2	0	0	0
小計	40	41	-1	18	18	0	10	7	3	7	8	-1	5	8	-3
運輸業	24	24	0	18	17	1	4	4	0	2	0	2	0	3	-3
道路貨物運送業	23	24	-1	18	17	1	4	4	0	1	0	1	0	3	-3
陸上貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	24	24	0	18	17	1	4	4	0	2	0	2	0	3	-3
林業	18	19	-1	9	8	1	4	7	-3	3	2	1	2	2	0
木材伐出業	7	3	4	1	0	1	2	0	2	1	3	-2	3	0	3
その他の林業	25	22	3	10	8	2	6	7	-1	4	5	-1	5	2	3
小計	4	1	3	0	0	0	0	0	0	3	1	2	1	0	1
水産業	(1) 36	19	17	23	9	14	2	4	-2	(1) 8	2	6	3	4	-1
商業	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融広告業	76	171	-95	56	83	-27	2	28	-26	13	29	-16	5	31	-26
保健衛生業	13	14	-1	7	10	-3	4	1	3	2	1	1	0	2	-2
接客娯楽業	12	9	3	9	5	4	0	1	-1	2	2	0	1	1	0
清掃業・畜業	7	2	5	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビルメンテナンス業	21	12	9	15	10	5	2	1	1	1	1	0	3	0	3
上記以外の事業業	(1) 160	227	-67	112	119	-7	10	35	-25	(1) 26	35	-9	12	38	-26
小計	5	2	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	2
その他															

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和6年死亡災害発生状況

(令和6年4月末現在)



業種別発生状況(死亡者数累計及び前年同期比較)

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
令和5年	1	0	0	0	0	0	0	1
増減	-1	±0	±0	±0	±0	+1	±0	±0

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	四万十	6.2.5 07:00	商業 (卸売業)	54歳 男	交通事故 その他の乗物	被災者が操船し、出港するために航行していた船舶(総トン数1.1トン、1人乗り)と、入港するために航行していた船舶(総トン数9.7トン、1人乗り)が衝突した。

注：調査中のもの等を含む。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

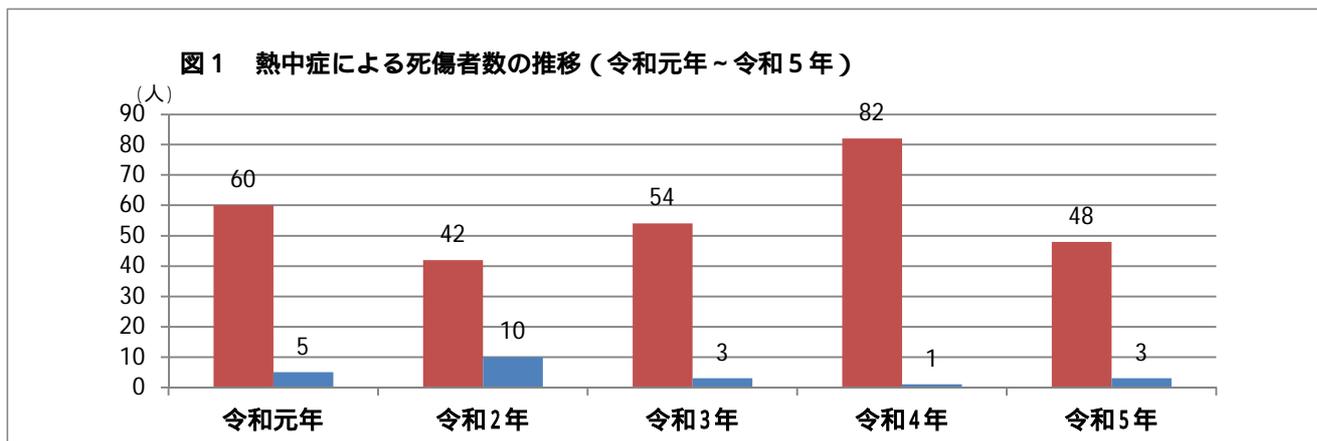
熱中症による労働災害発生状況(令和元年～令和5年)

高知労働局

1 熱中症による死傷者の推移

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
死傷者数 ^{注1)}	60	42	54	82	48	286
休業4日以上(内数) ^{注2)}	5	10	3	1	3	22
死亡者数(内数)	0	0	0	0	0	0

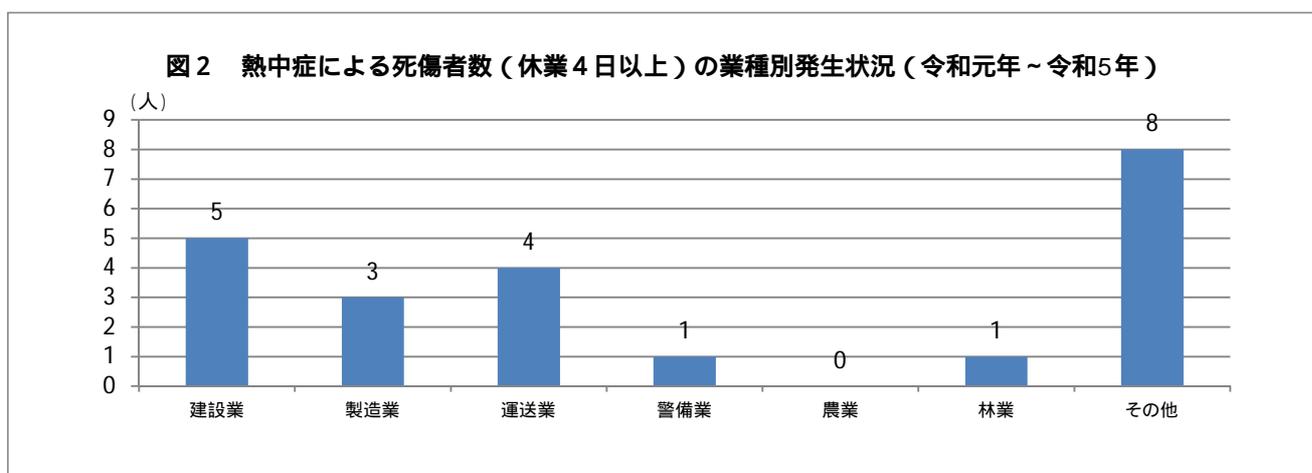
注1：労災保険給付決定件数で休業4日未満(不休災害)を含む。
 注2：労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者数を含む。



2 業種別発生状況(休業4日以上)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	農業	林業	その他	計	死亡者数(内数)
令和元年		2	1			1	1	5	0
令和2年	3		1				6	10	0
令和3年	1	1	1					3	0
令和4年							1	1	0
令和5年	1		1	1				3	0
計(人)	5	3	4	1	0	1	8	22	0

死亡者数は、その業種の内数である。

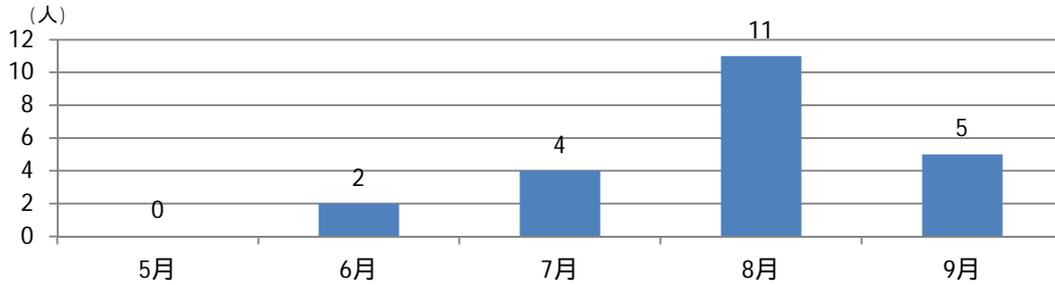


3 月・時間帯別発生状況(休業4日以上)

(1) 月別発生状況

月	5月	6月	7月	8月	9月	計(人)
令和元年				3	2	5
令和2年		1	1	7	1	10
令和3年		1	1	1		3
令和4年					1	1
令和5年			2		1	3
計(人)	0	2	4	11	5	22

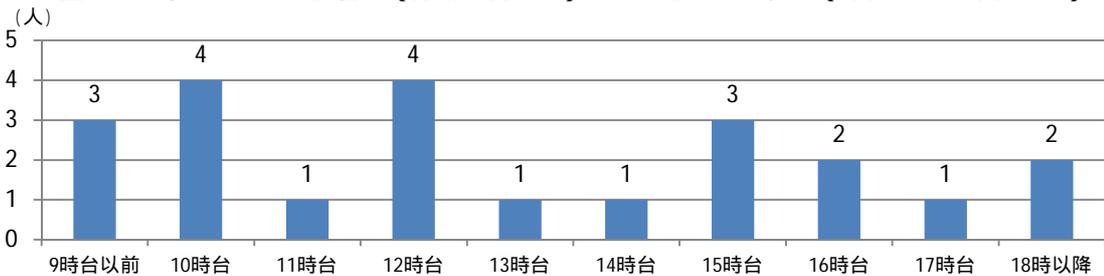
図3 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の月別発生状況(令和元年~令和5年)



(2) 時間帯別発生状況

時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	計(人)
令和元年		3					2				5
令和2年	1	1		2	1	1	1	1	1	1	10
令和3年	1			1						1	3
令和4年			1								1
令和5年	1			1				1			3
計(人)	3	4	1	4	1	1	3	2	1	2	22

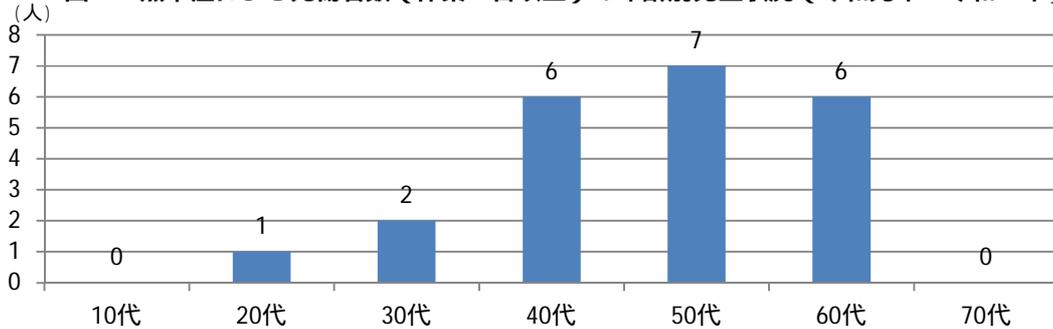
図4 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の時間帯別発生状況(令和元年~令和5年)



4 年齢別発生状況(休業4日以上)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計(人)
令和元年			1	2	1	1		5
令和2年			1	1	3	5		10
令和3年		1			2			3
令和4年				1				1
令和5年				2	1			3
計(人)	0	1	2	6	7	6	0	22

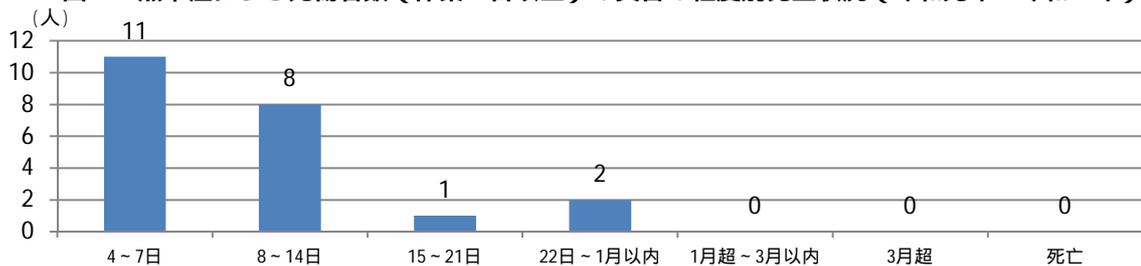
図5 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の年齢別発生状況(令和元年~令和5年)



5 災害の程度別発生状況(休業4日以上)

年代	4~7日	8~14日	15~21日	22日~1月以内	1月超~3月以内	3月超	死亡	計(人)
令和元年	3	1		1				5
令和2年	3	5	1	1				10
令和3年	3							3
令和4年		1						1
令和5年	2	1						3
計(人)	11	8	1	2	0	0	0	22

図6 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の災害の程度別発生状況(令和元年~令和5年)



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

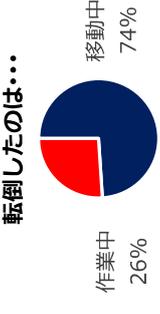
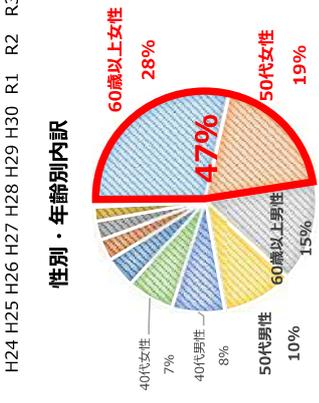
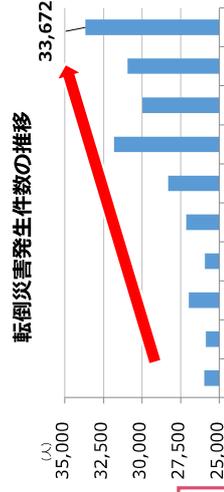
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)**
 - バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)**
 - 敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)**
 - 適切な通路の設定
 - 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)**
 - 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)**
 - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 - 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

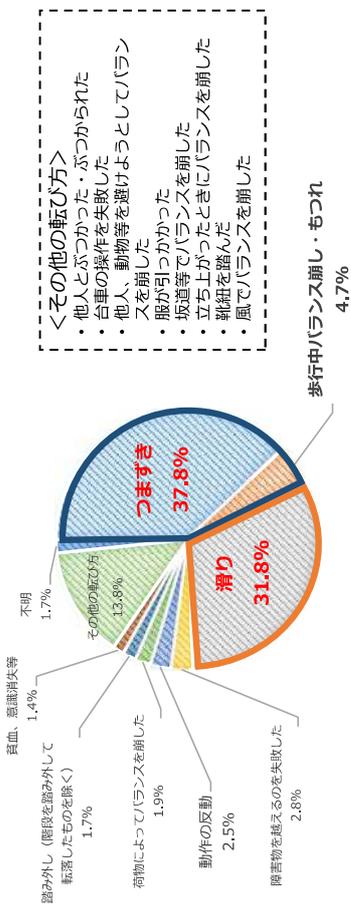
- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)**
 - 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)**
 - 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
 - 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)**
 - 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 - 防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、**摩擦している場合は再施工 (★)**
 - 隣接エリアまで漏れないよう処理
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)**
 - 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、**高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます**
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒災害が起きているのは**移動のときだけではありません**

転倒時の類型



- ＜その他の転び方＞
- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
 - ・台車の操作を失敗した
 - ・他人、動物等を選びようとしてバランスを崩した
 - ・坂が引っかけた
 - ・坂道等でバランスを崩した
 - ・立ち上がったときにバランスを崩した
 - ・靴紐を踏んだ
 - ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
 → 「転びの予防 体カチエック」「ロコチエック」をご覧ください
- 特に**女性**は加齢とともに**骨折のリスクも著しく増大**します
 → 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、**たった一度の転倒で寝たきりになることも**
 → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



内閣府ウェブサイト